

(1) 作業日ニ就テ企業ニ當リテニ適行スル爲メニ企業員ノ手前中  
(2) 対滿土滿洲土ノ股由ニヨリ滿洲國ニ行ケルコトヲ必要ナル事業  
ハ附帯モ屬スル事ヲ指

第三條ニハ可ク作業ニ權ミテハ各州盟國ハ土滿滿洲ノ股由ニ權ミ  
國ニ付滿洲國ハ二十四時間作業ヲ禁止スルコトヲイフ  
モテハ依テ第一條ニ依リテ適行スル爲メニ必要ナル事業ニ就テハ一  
第三ノ節ニ工業對業禁止ニ就テハ其國境內ニ權限ニ適行スル事  
部スル事イモベク

リ今半ハ新條案イテモ來半モチウ一級感當バテテハ可成チハ其  
率二ノ災害第一ニ就テハ適行スル爲メニ必要ナル事業ニ權限ニ  
カシハ當ラズテチ直トイテテ事ニテモ同カ  
案イサレタテ立シハ新條案ニ其ノ國境內ニ權限ニ適行スル事  
即チ同カイテ云テ事ハ不辦カ半モテハ可成チハ其國境內ニ  
即チチウイモチ適行スル爲メニ必要ナル事業ニ就テハ其國境內ニ

ニ行ハネバナラン準備的補足的又ハ修繕ノ作用ハ除外シテ居ル  
之レガ硝子工業夜業禁止ヲ根本ヨリ骨抜キニシテ居ル

第四ノパン焼夜業禁止ハ何ウカト

第一條ニパン焼夜業ハ労働者ノ健康ヲ阻害スル故パン菓子其他麥  
粉製食用菓ノ夜間ニ於ケル製造ヲ禁止セラル、トシテ但晝ニ自家  
ノ消費ノ爲メ同一ノ家ニ屬スル作業及ビスケツトノ大規模製造工  
場ニハ適用セラレナイトシテアル然ルニ第三條ニ除外例ヲ設ケテ  
居ル

(イ) 常規ノ労働時間ヲ超過シテ行ハル、事ヲ必要トスル限度ニ於テ  
準備的又ハ補足的作業ヲ遂行スル爲メニ必要ナル永久的事业又  
ハ熱帯地方ニ於ケル特種ノ事情ヨリ生ズル場合週休制度ヲ按配  
スル爲メニ必要ナル時或ハ事業ガ異常ニ繁忙ナル時ハ本規定ニ  
依ラズ除外例ガ設ケラレテ居ル之レデハ斯ナ規定ヲ設ケテモ  
何等ノ效果ヲ見ル事ハ出來ナイ甚ダ怪シイモノデアル。